

ご案内

4月2日から始まりです

固定資産税の縦覧及び課税台帳の閲覧

2012年度課税分の縦覧及び課税台帳の閲覧を4月2日から実施します。

縦覧制度とは、自己の土地や家屋に対する固定資産税評価額が適正であるかどうかを判断する資料として、固定資産税評価額、税額の記載無しが記載された土地・家屋価格等縦覧簿を納税者の縦覧に供するもの。

縦覧・閲覧ができる方
①納税者、その同居の親族及び納税管理入
②代理人(納税者の方が自ら署、捺印(法人の場合は代表者印を押印)した委任状または代理人選任届をお持ちの方)

ご案内

町田市母子家庭高等技能訓練促進費事業

市では、母子家庭の自立を支援するため、就業を目的として指定養成機関で国家資格取得を目指している方に訓練促進費(毎月)を、また、修了時には一時金を支給しています。

市内に住所を有する母子家庭の母で、次の要件をすべて満たす方
①児童扶養手当を受けている、または同様の所得水準にある②該当する養成機関に在籍(通学制のみ)し、その資格取得が見込まれる③過去に訓練促進費を受けていない④他の同様の給付を受けていない⑤国家資格を持っていない

※2年以上の修業期間を要する国家資格取得、またはその受験資格が得られる訓練講座(看護師、保育士、介護福祉士等)が対象です。
支給額 住民税の課税世帯11月額7万5000円・修了一時金2万5000円、非課税世帯11月額10万円・修了一時金5万円

※2013年3月までに受講を開始した方には、3年間を上限に全期間支給します。ただし、支給期限は2015年3月31日までです。
※事前に相談のうえ申請要件や必要書類等を確認し、手続きを行って下さい。

※組み合わせは、(イ)で2点、または、(ウ)と(ロ)で各1点ずつです。

縦覧・閲覧期間
4月2日(火)～5月31日(土)・日曜日、祝日を除く

縦覧期間
4月2日～5月31日(土・日曜日、祝日を除く)

縦覧の際には、土地・家屋の所在地番を申請書に記載していただきます。所有者名からの縦覧はできません。また、縦覧帳簿のコピー等は行いませんが、手書きによる転記は可能です。

縦覧は、納税義務者単位の申請となります。
縦覧と閲覧 縦覧期間内の2012年度課税台帳に限るは無料です。

納税義務者以外の方への課税台帳閲覧制度
土地や家屋に対し、賃借権その他の使用または収益を目的とする権利(対価が支払われているものに限る)及び固定資産の処分をする権利を有する方は、権利の対象となる資産について課税台帳が次の日程で閲覧できます。

納税義務者以外の方への課税台帳閲覧制度
土地や家屋に対し、賃借権その他の使用または収益を目的とする権利(対価が支払われているものに限る)及び固定資産の処分をする権利を有する方は、権利の対象となる資産について課税台帳が次の日程で閲覧できます。

するための書類(賃貸借契約書、賃借権の権利人が記載されている登記簿謄本等)をお持ちのうえお送り下さい。

縦覧と閲覧等の結果、自己の土地、家屋、償却資産に対する固定資産税評価額に不服がある納税者の方は、4月2日以降、納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、文書をもって固定資産評価審査委員会に審査の申し出ができます。

縦覧を廃止します
土地台帳・家屋台帳
2005年1月1日までの土地家屋の所有者等の登記情報の変遷を記載した、土地台帳及び家屋台帳の閲覧を、6月30日をもって廃止します。

2005年1月1日現在の登記情報は、固定資産土地課税台帳登記事項(写し)及び固定資産家屋課税台帳登記事項(写し)で閲覧できますが、土地家屋の変遷等の登記情報は、法務局へお問い合わせ下さい。

閲覧の廃止について
資産税課税724・2116
閲覧方法について
市民税課税724・2116

出展に際し、主催者へ支出う出展料の2分の1を補助(20万円を上限)
申請期間
4月2日～27日(5月1日から翌年3月31日までに出展する方に限る)

春の全国交通安全運動が始まります

4月6日～15日 やさしさが走るこの街 この道路

園子育て支援課724・2137
障がい児の方を対象とした通所サービスの窓口が変わります

4月1日に、児童福祉法及び障害者自立支援法の一部が改正されます。この改正で障害者自立支援法の児童アセスメントと児童福祉法の障害児通所施設が、児童福祉法の障害児通所施設(児童発達支援・放課後等デイサービス等)となります。

児童福祉法全般に関する相談は、引き続き児童相談所(東京都)が相談の窓口となります。
特許または実用新案の出願に際し、特許庁へ支払う出願料及び審査請求料を補助(20万円を上限)

申請期間
4月2日から随時(出願及び出願審査請求の4週間前～2週間前)
産業観光課724・2129

利用下さい社会教育関係
講師派遣制度
学習・文化活動を行うことを目的とする団体が、自主的に企画し、会員以外にも広く参加を呼びかけて実施する学習会・講習会に対し、その講師謝礼を援助します。

町田市地域子ども教室 助成事業説明会

放課後や学校休業日に、公共施設等を活用して子どもが安全・安心に遊べる居場所事業を実施する予定の団体に助成を行っています。今回、その説明会を行います。

町田市役所森野分庁舎4階第二会議室
町田市電話で児童青少年課724・2182へ。FAXでのお問い合わせは724・2028へ。

利用者を募集します
農業体験農園
プロの農家の指導で、野菜作りを楽しみます。
町田市電話で児童青少年課724・2182へ。FAXでのお問い合わせは724・2028へ。

町田市電話で児童青少年課724・2182へ。FAXでのお問い合わせは724・2028へ。

町田市電話で児童青少年課724・2182へ。FAXでのお問い合わせは724・2028へ。

フェアプレイで交通安全！ みんなで交通ルールを守ろう！

0071へ。
※期限は2013年3月1日までです(予定数に達し次第終了)。

町田市観光コンベンション協会
まちだ・まちなか
食へ歩きツアー

市内のグルメを食べ歩きませんか。市内11店舗をまわって(行程約4km)、その店の一押し商品を試食できます。

町田市観光コンベンション協会
まちだ・まちなか
食へ歩きツアー

町田市観光コンベンション協会
まちだ・まちなか
食へ歩きツアー

新庁舎建設課の事務室が移転します
4月9日から、新庁舎建設課の事務室が、現在建設中の新庁舎内にある仮事務室(町田市民ホール隣)に移転します。

せせらぎの里
町田市自然休暇村(長野県川上村)
10月分の利用 4月1日から受付開始
電話受付です ☎0120・55・2838

大地沢青少年センター
10月分の利用 4月7日から受付開始
初日の午前8時30分～午後1時の受付分は抽選、午後1時以降は申し込み順に受け付けます

後期高齢者医療保険料が変わりました

後期高齢者医療制度の保険料は、後期高齢者医療広域連合が2年ごとに見直しています。2012年度は見直した年になっており、今回、均等割、所得割、年間保険料限度額が図1のとおり改定されました。

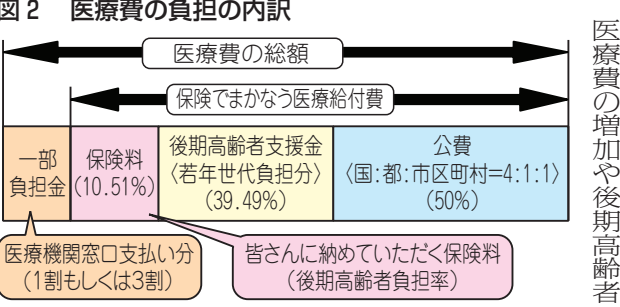


図2 医療費の負担の内訳
医療費の総額
保険でまかなう医療給付費
一部負担金(10.51%)
後期高齢者支援金(若年世代負担分)(39.49%)
公費(国:都:市区町村=4:1:1)(50%)
医療機関窓口支払い分(1割もしくは3割)
皆さんに納めていただく保険料(後期高齢者負担率)

負担率の上昇(10.26%→10.51%)等により、保険料率が上昇しました(医療費の負担の内訳は図2を参照)。

「保険料の抑制策」
・特別対策として、本来保険料で負担すべき項目を区市町村が負担(町田市は約2億4000万円を負担)します。

「保険料の算出」
東京都の保険料は、均等割額と所得割額の合計額で、年間の限度額が55万円に設定されています(図1)。

表1 均等割額の軽減の概要
同じ世帯の被保険者全員と世帯主の総所得金額等の合計が下記に該当する世帯
軽減割合 軽減後の金額
33万円以下で被保険者全員が年収入80万円以下(その他の所得がない) 9割 4010円
33万円以下で9割軽減の基準に該当しない 8.5割 6015円
33万円+(24.5万円×世帯主を除く被保険者数)以下(単身者は該当しません) 5割 2万50円
33万円+(35万円×被保険者の数)以下 2割 3万2080円

表2 所得割額の軽減の概要
賦課のもととなる所得金額 軽減割合
15万円 全額※
20万円 75%※
58万円 50%
※は東京都広域連合独自の軽減措置です。なお、これらに伴う財源の一部は区市町村が負担しています。

町田市交通安全全課

町田市民ホール事業

春風亭小朝 独演会

参加者募集 第37回 全国町田ピアノコンクール

市民桜まつり

ホールでピアノを弾いてみませんか?